

別表1

項目	取組内容	補助対象経費
未来の農業を拓く海外販路構築支援事業費補助金		
1 輸出環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の開発 ・研修会の開催・参加 ・栽培技術の確立 ・試作品の作成 ・輸出環境の調査 ・輸送試験の実施 ・HACCP等の認証取得 ・海外での知的財産の取得 ・通関への対応 等 	報償費（講師謝金 等）、旅費（研修会参加旅費、講師旅費、海外渡航費 等）、消耗品費（開発資材費、原材料費、輸送資材費 等）、印刷製本費（研修会資料印刷費、アンケート用紙印刷費 等）、修繕料（小規模改修 等）、役務費（手数料、通信運搬費（輸送費、通信費）、保険料、審査手数料、登録検査機関の活用 等）、業務委託料（開発・調査委託料、通訳委託料、輸出入業務委託料 等）、使用料（会場借上料 等）、備品購入費（機材購入費 等）、負担金（研修会参加費 等） 等
2 海外販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会への出展 ・商談会の開催 ・販促資材の作成 ・小売店での販売促進 ・飲食店でのメニューフェア開催 ・産地招へいの実施 ・メディアの利活用 ・WEBサイトの開設 等 	報償費（アドバイザー謝金 等）、旅費（アドバイザー旅費、海外渡航費、招へい者旅費、招へい者随行旅費 等）、消耗品費（輸送資材費、展示資材費、試供品費、販促資材費 等）、印刷製本費（販促物印刷費 等）、役務費（手数料、通信運搬費（輸送費、通信費）、保険料 等）、業務委託料（プロモーション委託料、通訳委託料、輸出業務委託料、メディア掲載委託料、サイト構築委託料 等）、使用料（会場借上料 車両借上料 等）、負担金（出展費 等） 等
3 インバウンド需要の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の開発 ・研修会の開催・参加 ・試作品の作成、調査 等 	報償費（講師謝金 等）、旅費（研修会参加旅費、講師旅費、海外渡航費 等）、消耗品費（開発資材費、原材料費、輸送資材費 等）、印刷製本費（研修会資料印刷費、アンケート用紙印刷費 等）、修繕料（施設・設備の小規模改修 等）、役務費（手数料、保険料、通信運搬費（輸送費、通信費）、認証費（維持費含む） 等）、業務委託料（開発・調査委託料、通訳委託料、輸出入業務委託料 等）、使用料（会場借上料 等）、備品購入費（機材購入費 等）、負担金（研修会参加費 等） 等

注1 補助対象経費のうち、次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

- ①通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバーの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費
- ②補助対象品目と直接関係しない飲食、娯楽、接待の費用
- ③本事業の実施に要したことが証明できない経費

注2 旅費（海外渡航費）の補助対象経費は、補助事業に直接従事する者の海外出張に要する交通費及び宿泊費とする。ただし、渡航は1回までを対象とし、当該渡航につき2名を上限とする。

宿泊費については県の旅費規程に準じ支給することとし、特別な事情がある場合は、計画書に理由を記載の上、県が認めた場合に実費での支給を行うこととする。

注3 開発・調査、プロモーション、メディア掲載を委託した場合は、結果をとりまとめた実績書の報告を委託先に求めるものとし、要領第11の1に規定する事業実績報告書に添付するものとする。

注4 修繕料及び備品購入費の補助対象経費は、HACCP、ASIA GAP等の認定取得に必要な小規模改修及び機材の購入とする。また、取得した認定証等の写しを要領第11の1に規定する事業実績報告書に添付するものとする。

注5 備品購入は、1件当たりの取得価格50万円を上限とし、原則として耐用年数が概ね5年以上のものとする。なお、資材の有効利用及び事業費低減を図るため、中古の機器も交付対象とすることができるものとするが、この場合は、複数者から同等品の見積を取得して妥当性を確認し、新品と比べて遜色ない機能、耐用年数を有するものとする。